

「一般財団法人スウェーデン交流センター」定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人スウェーデン交流センター(英文名 Swedish Center Foundation 略称「SCF」)と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を北海道石狩郡当別町に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、我が国とスウェーデンとの経済的・文化的交流を積極的に進め、両国の友好親善を促進するとともに我が国、とくに北海道の産業・文化・生活等の開発、振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スウェーデンとの相互の発展を目的とする調査研究
 - (2) スウェーデンとの産業・文化等の交流を目的として行う人物の派遣及び招聘
 - (3) スウェーデンとの相互の産業・文化交流等に関する情報の交換及び図書その他刊行物の発行並びに講演会、研究会、講習会、展示会等の開催
 - (4) 財団を運営するために必要と認める収益事業。
 - 1) 販売事業
 - 2) 業務委託事業
 - 3) その他収益事業
 - (5) スウェーデン交流センターの運営
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な附帯する事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(資産の種別)

第 5 条 この法人は、基本財産を定めない。

(財産の管理運用)

第 6 条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資産管理運用規定によるものとする。

(事業年度)

第 7 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる

(事業計画及び収支予算)

第 8 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

第 9 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、及び第 4 号の書類については、

定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会で行う。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第12条に定める定数にたりなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

（開 催）

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招 集）

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の日々の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議 長）

第19条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の互選により選出する。

（決 議）

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他の法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び当該評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第24条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 6 章 役 員

(役員を設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、専務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総括し、専務理事は、理事会の決議に基づき、理事長を補佐して、この法人の業務を執行する。理事長に事故があるとき又は欠けたときは、理事長の業務を代行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終りの時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終りの時までとする。ただし再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、この定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬、並びに退職慰労金を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議によって定める。

(役員責任の免除又は限定)

第32条 この法人は、役員的一般法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、理事会の決議によって法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第 7 章 理 事 会

(理事会の構成)

第33条 この法人は、理事会を置き、理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他この定款で定められた事項

(開催)

第35条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(理事会の招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、理事長は、理事会の日の7日前までに、各役員に対して通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は、理事長に事故があるときは、専務理事がこれに当たる。

(理事会の決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した

場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

2 前項の規定は、第 28 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第 4 1 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。
ただし、理事長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

(理事会運営規則)

第 4 2 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 8 章 委員会

(専門委員会及び調査委員会)

第 4 3 条 この法人に専門的研究及び調査の必要があるときは、理事会の決議を経て、専門委員及び調査委員を置くことができる。

2 委員は、理事長が理事会の決議を経て、委嘱する。

3 委員は、委員会を構成し、委員設置の目的である専門的研究及び調査を行い、理事会に報告する。

4 委員の任期は、理事会の決議に基づき、専門委員会及び調査委員会が解散するまでとする。

5 委員の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 4 4 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 13 条についても適用する。

(解 散)

第 4 5 条 この法人は、純資産額（正味財産額）が連続して 2 事業年度 3 0 0 万円未満と

なった場合に解散する。

(剰余金の分配の制限)

第46条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属等)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 顧 問

(名誉職等)

第48条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議によって、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、参考意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 顧問の報酬は、無償とする。

第 11 章 事務局

(設 置)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を経て理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第 12 章 賛助会員

(会員)

第50条 この法人に賛助会員を置く。

(賛助会員)

第51条 賛助会員は、この法人の目的に賛同した法人、その他団体及び個人で、この法人の使命、目的を支持し、その事業の遂行を援助するため、理事会において定める年会費を納入するものとする。

第 13 章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 14 章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則 1

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。(平成25年4月1日)
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事(理事長)は村松宏一とする。
- 4 この法人の最初の業務執行理事(専務理事)は杉野秀雄とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。
日野原重明、堀 達也、樋口達夫、居林次雄、川崎一彦、河村佳男、
内野 貢、近藤征夫

附則 2

この定款は、平成 26 年 5 月 24 日一部改定施行

附則 3

この定款は、令和元年 5 月 28 日をもって一部改定施行

これは現行定款を謄写した

令和元年 月 日

一般財団法人スウェーデン交流センター

代表理事 内 野 貢